

2021年4月9日付領事メール

件名：【新型コロナウイルス】マドリード州における規制措置について

●当面4月26日まで、マドリード州における、夜間外出禁止（23時～6時）、会合の人数制限（私的空間では同居人のみ、公共空間では同居人の場合を除き、室内4人まで、屋外6人まで）が延長されます。

●マドリード州外への移動制限は解除されます。同州内での移動制限対象地区に一部変更があります。

●その他の各州で適用されている規制については、以下のHPリンクをご参照ください。

https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00287.html

●●●●●新規事項●●●●●

1 マドリード州における規制について

（1）移動規制について

州外：4月10日より州外への移動制限は解除されます。

州内：マドリード州内における移動制限対象地区に以下のとおり変更があります。お住まいの地域が指定地域に含まれるかについては、以下リンクからマドリード州作成の地図（通りの名前で検索可能）をご参照ください。

<https://www.comunidad.madrid/servicios/salud/coronavirus>

（当面4月19日まで制限のある地区）

マドリード市内フェンカラルーエル・パルド地区内の保健地区1区、バラハス地区内の保健地区1区、サン・ブラス・カニジェハス地区内の保健地区1区、ピカルバロ地区内の保健地区2区及びアルガンスエラ地区内の保健地区1区、マハダオンダ市内の保健地区1区、ヘタフェ市内の保健地区1区、サン・フェルナンド・デエナレス市内の保健地区1区、ビジャビシオサ・デ・オドン市、ラ・カブレラ市、モラルサルサル市、コルメナレホ市、パラクエジョス・デ・ハラマ市

（当面4月26日まで制限のある地区）

マドリード市内プエンテ・デ・バジェカス地区内の保健地区1区、バラハス地区内の保健地区1区、サン・ブラス・カニジェハス地区内の保健地区1区及びオルタレサ地区内の保健地区1区モストレス市内の保健地区2区、ビジャベヌエバ・デル・パルディージョ保健地区、マンサナレス・エル・リアル市

（2）夜間外出禁止について

当面4月26日（月）0時まで、23時から6時までの間は夜間外出禁止となります。商業

施設の営業時間は22時まで、飲食店の営業時間は23時まで(22時以降の新規入店は禁止)となっています。

薬局、医療施設、動物病院、ガソリンスタンド、その他必要不可欠なサービスを提供する施設は、本営業時間制限の対象外です。また、出前の場合は0時までの営業が認められています。

(3) 会合の人数について

当面4月26日(月)0時まで、飲食店における会合は、店内では最大4名、店外のテラス席では最大6名までに制限されます。また、以下の場合を除き、同居人以外の人間と家で会合を行うことは、引き続き禁止されます。

(家での会合における制限の例外)

一人暮らしの者和其他の1つの同居人グループによる会合、介護、未成年者による別の住居に住む両親や後見人との面会、別の住居に住む配偶者やパートナーとの面会、社会的性格を持つ施設の活動、労働・教育・公的機関の活動、保健当局が特別な予防措置を設定した活動

(ご参考)

4月9日付マドリード州プレスリリース

<https://www.comunidad.madrid/notas-prensa/2021/04/09/comunidad-madrid-prorroga-14-dias-limitacion-movilidad-nocturna-2300-horas-amplia-restricciones-otras-siete-zbs-localidad>

2 ス페인国内における各州の規制について

現在の各州で適用されている規制については、以下のHPリンクをご参照ください。

https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ia/11_000001_00287.html

3 ス페인国内における新型コロナウイルス感染症拡大状況について

ス페인における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の発生状況等については、以下のス페인保健省HPをご参照ください。

<https://www.mscbs.gob.es/profesionales/saludPublica/ccayes/alertasActual/nCov-China/situacionActual.htm>

●●●●●注意事項一般●●●●●

1 コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応

(1) ス페인保健省の指針では、発熱や咳、呼吸困難といった呼吸器系の症状が発生した場合は、自宅又は滞在先に待機し、他者との距離を約2メートル以上保ち、濃厚接触を避けるとともに、電話(基本的には112)により医療機関に連絡し、旅行歴及び症状を伝えて診断を受けることが求められています。

(2) 各州政府によってはコロナウイルス専用のホットラインを設けている州もあります。すところ以下の連絡先一覧をご確認頂き、医療機関へご連絡頂けますと幸いです。

(在スペイン大使館 HP：各州相談連絡先一覧 URL)

<https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100022350.pdf>

(3) 日本の厚生労働省より「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」として以下のとおり注意ポイントを紹介しておりますところ、当館からもご紹介いたします。

【8つのポイント】

- 部屋を分けましょう
- 感染者のお世話はできるだけ限られた方で。
- マスクをつけましょう。
- こまめに手を洗いましょう。
- 換気をしましょう。
- 手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- 汚れたりネン、衣服を洗濯しましょう。
- ゴミは密閉して捨てましょう。

(日本の厚生労働省参考 URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

2 ご帰国に際しての参考情報

■水際対策の抜本的強化に関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenkigyuu_00001.html